

第4号議案

春日市行政手続条例及び春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行による行政手続法(平成5年法律第88号)の一部改正に伴い、これに準じ、聴聞の通知の方式等について所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市行政手続条例及び春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する
条例

(春日市行政手続条例の一部を改正する条例)

第1条 春日市行政手続条例(平成8年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例)

第2条 春日市職員退職手当支給条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「当該処分の内容を春日市公告式条例(昭和26年条例第29号)第2条第2項に規定する市役所前掲示場に掲示することをもって通知に代える」を「同項の規定による通知を、通知すべき書類を特定するために必要な情報、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関がその書類を保管し、いつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う」に、「その掲示した」を「当該措置を開始した」に、「日に、通知」を「ときに、当該通知」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日(以下「施行日」という。)から施行する。
(春日市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の春日市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
(春日市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の春日市職員退職手当支給条例第12条第3項(第13条第10項及び第14条第5項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。